

1 総則

(1) 目的

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危機を生じさせるおそれがあるものである。初期段階のいじめや、ごく短期間のうちに解消したいじめ事案についても、学校が組織として把握し（いじめの認知）、見守り、必要に応じて指導し、解決につなげることが重要である。本方針は、子どもの尊厳を保持する目的の下、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第13条に基づき、京都市いじめの防止等取組指針（平成29年9月改定）に基づき、本校のいじめ防止等の取組の基本的な方向、取組内容を策定するものである。

(2) 基本理念

- ① 全ての生徒が「正義感や公正さを重んずる心」「生命を大切にし、人権を尊重する心」「他人を思いやる心や社会貢献の精神」「道徳的価値を大切にする心」等に加え社会の一員としての確かな規範意識を身に付けるとともに、他者へのいじめを行わないことはもとより、生徒自身がいじめの防止等の取組の当事者として、その解決に向けた主体的、積極的な取組を行うことができるよう育まれること。
- ② いじめの問題の解決に当たっては、いじめを受けた生徒の心に寄り添った対応を、いじめを行った生徒に対しては、単に表面的な言動のみをとらえるのではなく、そのいじめを行うこととなった背景も踏まえた対応を、迅速かつ的確に行い、再びいじめを行うことのないように対処すること。
- ③ いじめを受けた生徒の保護者はもとより、いじめを行った生徒の言動に困りを感じている保護者についても、相談体制の整備をはじめ、必要な支援が行われること。

(3) いじめの定義 京都市いじめの防止等に関する条例第2条

子どもに対して、当該子どもが在籍する学校に在籍している等当該子どもと一定の人的関係にある他の子どもが行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった子どもが心身の苦痛を感じているもの（当該子どもが心身の苦痛を感じていなくても、他の子どもであれば心身の苦痛を感じる蓋然性が高いものも含む。）をいう。

2 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

いじめ対策委員会

[実施予定] 月1回（※緊急に対応を要する場合は、この限りではない。）

[構成員] 学校長 副校長 教頭 副教頭・主幹教諭・指導教諭（※在籍があれば） 生徒指導主事 補導主任 各学年主任 養護教諭 教育相談主任 スクールカウンセラー

- [内容]
- ・各学年の生徒の動向を情報交換し、多角的に生徒理解を行い指導に生かす。
 - ・定期的な未然防止対策・早期発見対策を勘案・検討し推進する。
 - ・生徒指導委員会での情報交換に基づき、必要に応じて組織的な対応を検討し推進する。
 - ・いじめとして対応すべき事案か否かを判断する。判断材料が不足している場合は、関係者の協力のもと、事実関係の把握を行い、いじめであると判断されたら「組織」で問題解決まで被害・加害双方に対し指導・支援を行う。
 - ・いじめに関する情報を教職員個人で抱え込んだり、対応不要であると判断せず、情報と共有化を行い、組織的かつ実効的にいじめ問題に取り組む。

[組織全体の行動計画]

- ・毎週火曜日に生徒会活動・補導報告・スクールカウンセラー報告・保健室からの報告・各学年報告を中心に行なう報告会を行い、学校基本方針に基づいて全員で検証する。
- ・年度当初の全校集会、又は休日参観の保護者懇談会等で、生徒又は保護者に方針や役割などを説明し、構成員の周知を行う。

生徒指導委員会

[実施予定] 週 1 回

[構成員] 校長 副校長 教頭 副教頭・主幹教諭・指導教諭（※在籍があれば） 生徒指導主事 補導主任 各学年主任 養護教諭 各学年補導係

[内容] • 各学年の生徒の動向を情報交換し、多角的に生徒理解を行い指導に生かす。

• 問題行動に対する未然防止対策・早期発見対策を勘案・検討し推進する。

• 問題行動を起こした生徒への支援・指導を検討し実践する。

• いじめとして対応すべき事案か否かを判断する。判断材料が不足している場合は、関係者の協力のもと、事実関係の把握を行い、いじめであると判断されたら「組織」で問題解決まで被害・加害双方に対し指導・支援を行う。

3 学校いじめ防止プログラム

いじめは「ない」という概念を捨て、いじめが起こることは必ず「ある」という考えに立ち、いじめを起こさない（未然防止）、起こった時の素早い対応（具体的に機能する対応マニュアル）、事後指導と振り返り（事実関係の解明と原因の追究を行い、そこから出てきた課題をもとに、今までの指導方針の見直しを実施）、さらに、被害を受けた生徒のメンタルケア、及び加害生徒を含む全校生徒への丁寧な個別・全体指導を行う。

（1）学校におけるいじめ未然防止のための取組

① 全教職員へのいじめ防止に対する基本的な考え方の共有と徹底

- 生徒指導における自己指導力の育成をねらいとして、「自己存在感を与える」「自己決定の場を与える」「共感的人間関係を基盤とする」を意識することが、いじめ防止につながることを職員会議や研修などで研鑽していく。
- 学校基本方針の意義や内容を教職員に徹底し、その中核的内容として年間の学校教育活動全体を通じた体系的な取組の計画を定める。
- いじめ防止対策の取組状況等を学校評価に位置づけ、点検・評価を行い、必要に応じて改善を行う。

② 学習環境の整備

- 一般的に学校評価アンケートなどで「教室内はいつも整理整頓され、学習に適した環境が保たれている」かの問い合わせに、出来ているという回答が多いクラスほど、いじめなどの被害率・見聞率が低いという結果がある。期限を過ぎた掲示物が張り出されていたり、荷物が机の周りに散乱していたりすることのないように学級担任・教科担任が教室環境に配慮する。
- 教育環境への配慮のための観察は、生徒に対する細かい観察につながり、この観察が様々な問題が顕著化する前に、細かな変化からその芽に気づき摘み取ることにつながる。細かな気づきをもとに生徒とコミュニケーションをとり、生徒の困り・悩みの相談しやすい環境を作る。

③ 授業改善の充実

- 京都市独自の「教育課程指導計画（京都市スタンダード）」に基づく授業計画を作成し、その計画のもと指導を徹底し、生徒がわかる喜びと学ぶ楽しさを実感できる授業を行う。特に「言語活動の充実」「コミュニケーション能力の育成」に重点を置いた学習内容や学習形態を工夫する。
- 各学年で指導すべき基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させ、すべての生徒に学習基盤の定着を図る。そのために日常的に学習規律（学びの作法）の確立に努め、生徒の特性を把握し効果的な学習形態を工夫することで生徒が安心して学習に臨める環境づくりを行う。公開授業週間、校内授業研究日、支部授業研修会などを通じて生徒がわかる授業づくりに努める。

④ 道徳教育・人権教育の充実

- 生徒の道徳的実践力を育むため、道徳教育推進教師を中心に校内体制を確立し、保護者や地域の方々の参加・協力を得るなど、家庭や地域社会との共通理解、連携を深め、道徳の授業はもとより教育活動全体を通じて道徳教育の充実をはかる。そのためにこれまで行っている道徳の授業のカリキュラムを大切にしながらもいじめの防止対策の基礎となる道徳的資質を培うため特段年3回、生徒の発達段階に応じた教材を用い指導・啓発を行う。また、人権教育推進委員会を中心に校内体制を確立し、人権が尊重される社会づくりに向けて、グローバルリーダーとしての人権感覚と主体的に行動できる力を育てる。

⑤ 体験活動の充実

- ・職業体験やボランティア活動等の体験活動や教科・総合的な学習の時間、特別活動と道徳の時間との関連を図り、道徳的価値の自覚を深める指導の充実を図る。

⑥ 生徒が自主的に行う活動の支援

- ・生徒会活動や生徒の主体的・自発的な活動を重視するとともに、集団生活や集団活動の楽しさを実感し、集団の一員としての役割を担い、責任を果たす中で、自分への自信を培い、自己有用感を高め自己実現につなげる指導を進める。

⑦ 生徒同士の絆づくり

- ・本校の部活動に入部している割合は非常に高く、校内でクラス以外の集団にかかわりを持つ生徒が大半である。会議の日程や時間を調整することで、これらの活動等に直接指導できる時間を確保し、集団であるべき姿や正しい上下関係を教え、生徒同士の絆をより深く強固なものにしていく。

⑧ 生徒の啓発

- ・京都市中学校生徒会宣言を様々な機会を捉え、生徒に周知し、生徒自らが規範について考え方行動実践できる力を育てる。そのために京都市中学校生徒会宣言にもとづく生徒会アンケートを実施し、生徒の実態を踏まえた自主的・自発的な生徒会活動を立案し推進できるよう指導する。

(2) いじめの早期発見・積極的認知のための取組

- ・日常の生徒観察や随時の教育相談、学級日誌や教科担任との情報交換などあらゆる機会を捉えて生徒のささいな変化に気づき、生徒の実態把握に努める。そして、その情報を確実に共有し、その情報を分析し速やかに対応する。情報伝達・共有に関しては口頭だけでなくメモ等を活用して確実に行う。また、保護者や地域との連携を細かく丁寧に行い生徒の変化を早期に発見する。今まで当たり前だと思っていたことを点検し、意識的・積極的に活用していく。
- ・日常の生徒観察に加えQU（子どもたちの学校生活における満足度を測る質問紙）または、いじめに関する記名式アンケート、を複数回実施し、生徒の実態把握を多面的に行い、諸課題の早期発見に努める。また、結果から背景をさぐり早期の支援・指導を行う。
- ・日常の随時の教育相談はもちろんのこと年2回の教育相談週間を設定し、前述のQU等生徒を多面的に観察・理解できるツールを活用して構造的な面談の中で生徒の育ちや困りを傾聴し、ともに伸長・改善する方向を探る。保護者や地域、関係機関の支援が必要な場合は、学年・学校として協議し適宜適量な支援・指導を行う。

(3) いじめが起こった時の措置及び再発防止に向けた取組

基本的な考え方

- ・初期段階のいじめや、ごく短期間のうちに解消したいじめ事案についても、学校が組織として把握し（いじめの認知）、解決に向けた取組を行う。
- ・いじめに対する措置については、いじめ防止対策推進法等を踏まえ、いじめの事実の有無を確認、教育委員会への報告、再発防止、いじめを受けた生徒又は保護者への支援、いじめを行った生徒への指導又は保護者への助言、いじめを受けた生徒が安心して教育を受けるための必要な措置、保護者との情報共有、警察との連携などの適切な措置を講ずる。
- ・被害生徒に対する心理的または物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が、相当の期間（少なくとも3か月間を目安）経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で解消かどうかの判断を行う。（行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。）

（個人情報の取扱い）*京都市いじめの防止等取組指針より

いじめの防止等の取組を推進するに当たっては、個人情報の取扱いについて、京都市個人情報保護条例等の関係法令の規定に十分に留意のうえ、関係者間での情報の共有化等を適切に行うものとする。

いじめやその疑いを把握したときの校内での情報共有及び対応

『いじめ事案に対する組織的な対応の流れ』

前提となる基本事項

『学校いじめ防止基本方針』

- 学校いじめ防止プログラムの策定
- 教職員、児童生徒、保護者、地域への周知
- 取組状況を学校評価に位置付け、点検・評価を行い、必要に応じて改善

『いじめ対策委員会』

- 担任（担当者）といじめ対策委員会との連携方法の確認・周知
- 臨時の委員会開催時の手順確認・周知
- 児童生徒、保護者、地域への周知
- いじめの認知・解消の判断について確認

未然防止の取組

- ・学習環境の整備
- ・道徳教育・人権教育の充実
- ・生徒同士の絆づくり
- ・授業改善
- ・生徒が主体的に行う活動や体験活動の充実

予防

- いじめ（その疑いがあるものを含む。以下同じ）の情報を把握
- ・教職員、生徒、保護者、地域、その他からの情報から
 - ・アンケート調査等の情報から 等

見逃しのない観察

組織（いじめ対策委員会）で情報共有し、事実関係を把握する。

手遅れのない対応

【いじめ対策委員会で共有】

- まず、いじめ対策委員会で情報共有を行い、聞き取り・指導・支援体制を検討。

【事実確認】

- 複数教職員で対応し、「いじめ」の認知は、表面的・形式的に行わず、組織的に判断する。
- いじめを受けた生徒と、いじめを行った生徒を個別で聞き取る。
- 何があったのかについて丁寧に事実確認を行う。
- 聞き取った内容は、時系列で事実経過を確認・整理して、記録をまとめておく。

管理職のリーダシップの下、学校としての対応方針を決定する。

〔認識の共有化・行動の一元化〕

心の通った指導

【生徒への指導・支援】

- いじめを受けた生徒は「絶対守る」「必ず解決する」という学校の姿勢を示す。
- 登下校、休み時間、清掃時間等、隙間の時間をつくらず、被害生徒を見守るとともに、必要に応じてSC、SSW、パトナ等との連携を図る。
- いじめを行った生徒に対し、二度と繰り返さないよう、自らの非を深く自覚させ、再発防止に向けた指導を行う。
- 周囲の生徒に対し、いじめを他人事ではなく、自分たちの問題として捉えさせる。

【保護者への連絡・家庭との連携】

- 担任（担当者）をはじめ、つながりのある教職員を中心に、即日、関係生徒（加害・被害とも）の家庭訪問を行い、事実関係と今後の指導方針を説明し、必要な連携を求める。

【教育委員会への報告・連携】

- 重大事態の疑いがある等、いじめ事案の内容により、直ちに教育委員会へ報告し、連携して対処する。

【謝罪の場の設定】

- いじめを受けた生徒・保護者の意向を十分尊重し、原則、関係生徒、保護者が一堂に集まり謝罪をする場をもつ。

【関係機関との連携】

- 必要に応じて警察、児童相談所等と連携して対処。

「いじめの解消」まで継続的な指導や支援の実施

【学校全体での継続的な指導・支援】

- 少なくとも以下の2つの要件が満たされるまで支援を継続する。
①いじめに係る行為が少なくとも3か月間止んでいること（救済）
②いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと（回復）

※面談等により確認し、解消判断は個人ではなく組織（いじめ対策委員会）で行う。

インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ・校則の遵守を指導し、携帯端末の校内への持込と使用の禁止を学校・保護者が連携してすすめる。
- ・京都市教育委員会・京都府警本部と連携し「非行防止教室」を実施する。インターネットや携帯電話の利用について、危険性はもちろんのこと問題行動全般に関する未然防止の啓発・指導に努める。
- ・ネットパトロールを利用し、個人情報の漏洩や他人へ中傷・誹謗の書き込みについて実態把握を行い、問題掌握時には適切な指導を行う。
- ・日常の生徒同士の関わりの中に適宜介入し、生徒のソーシャルスキルの向上に努め、生徒一人一人の居場所づくりに努める。
- ・教科指導（社会科、技術・家庭科）の中で情報リテラシーを涵養する。
- ・P T A活動、関係諸団体の活動を通じて保護者への啓発活動を行う

- ・「いじめの解消」の定義をふまえた見守り及び再発防止に向けた取組

いじめの解消の定義 *京都市いじめの防止等取組指針（平成29年9月改定）に基づき、謝罪とその受け入れをもって、いじめが解消したと安易に判断するのではなく、解決したと思われた事案が再発したりすることのないよう、注意深く観察する必要がある。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して解消しているかどうかを判断するものとする。

- ・いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた生徒に対する心理的または物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。教職員は、相当の期間が経過するまでは、いじめを受けた生徒・いじめを行った生徒の様子を含め状況を注視し、いじめ対策委員会でその状況を共有する。

- ・いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめを受けた生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめを受けた生徒本人に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

なお、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめを受けた生徒及びいじめを行った生徒について、日常的に注意深く観察する。

いじめは、すべての生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、すべての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行う。また、すべての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置するがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにすることを旨とする。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

（4）教職員の資質向上

- ・日常的に生徒の動向の情報交換を行い、教職員相互の観察視点の補完を行うとともに観察視点の多角化に努める。
- ・校内研修会でいじめ防止対策に関する研修を実施する。
(※国立教育政策研究所作成の「いじめに関する校内研修ツール」を活用)
- ・定期的に生徒観察の視点点検（チェックシートの実施）を行い教職員相互で補完する。

4 保護者・地域・関係機関との連携

- ・「子供を共に育む京都市民憲章」を保護者・地域に広く周知し、共に子育てを進める。
- ・機会を捉えいじめ防止対策推進法趣旨を保護者・地域に広く周知し、いじめの解消が保護者の理解、協力なしに進まないことの理解を広く求める。具体的には「いじめられていないか？」と同等「他の子どもをいじめていないか？」の過程・地域での声かけをうみだしていくようにする。

5 重大事態への対処

【第1号】いじめにより当該学校に在籍する、児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとみとめられるとき。

【第2号】いじめにより当該学校に在籍する、児童生徒が相当の期間（30日を超える）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとみとめられるとき。

- 重大事態への対処については、いじめ防止対策推進法等を踏まえ、教育委員会を通じて重大事態が発生した旨を市長に報告するとともに、その事態への対処及び同種の事態の発生を防止するため、教育委員会の指導及び支援を得つつ、本校が調査主体となる場合には本校の下に組織を設け、質問紙の使用その他の適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。また、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に調査に係る事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

6 年間計画（予定）

いじめの防止等のための取組として、「年間計画」を下表のように示し実施する。ただし、年度途中に計画の見直しを行う場合がある。

月	対策会議（いじめ対策委員会等）の開催や教職員の資質能力向上（校内研修）の取組	未然防止の取組	早期発見・積極的認知の取組	保護者等への発信 関係機関との連携
4	◇いじめ対策委員会① 「校内体制や組織的対応の共有」 「児童・保護者への広報について」 ◆職員会議 「学校いじめの防止等基本方針の共有」 ◆校内研修会① 「年間計画と役割の明確化」 「いじめ防止プログラム PDCA サイクルの確認」	・入学式 ・学級開き ・全校集会で生徒に説明 「いじめ対策委員の紹介」 ・新入生を迎える会 ・学級目標決め ・学級委員決め ・1年花背山の家宿泊学習	・前年度の QU の結果について確認と共有（2・3年）	・保護者会で保護者啓発 ・授業参観 ・学級懇談会 ・学校評議会①
5	◇いじめ対策委員会② 「未然防止に向けた取組の確認」 ◆校内研修会② 「いじめに関して、気になる生徒の共有」 「学校評価項目の確認」	【全学年】・自転車安全教室 【1年】校外学習 (科学センター) 【2年】校外学習（京都 FW） 【3年】校外学習（大阪 FW）	・教育相談の実施①	・部活動保護者会 ・PTA 総会 ・学校説明会
6	◇いじめ対策委員会③ 「教育相談の結果の共有と対策」 「記名式アンケートの実施に向けて」 ◇臨時いじめ対策委員会 「情報の共有と組織的対応」	・生徒総会 【全学年】ケータイ教室	・第1回記名式いじめアンケートの実施、学年集約と共有① ・第1回 QU の実施	・休日参観 ・学年懇談会 ・学年道徳授業
7	◇いじめ対策委員会④ 「学校評価の実施に向けて」 ◆生徒指導委員会 「夏季休業中の生活について」 「QU の結果の共有」	・夏季休業を迎えるにあたっての心構え ・学年集会		・3年進路保護者会① ・三者懇談会 ・学校評価の実施
8	◇いじめ対策委員会⑤ 「いじめ防止プログラムの見直し① PDCA サイクル」 「いじめに特化した夏季校内研修」に向けて ◆校内夏季研修会③ 「4月～7月のいじめ事案の経過の共有」 ◆生徒指導委員会 「夏休み明けの生徒の様子について」 「不登校生徒への関わりについて」 「自殺予防について」 ◆中高合同研修会 「いじめ問題について協議、連携を深める」	・サマーサテライト ・生徒会サミットに向けて 「いじめのない学校にするために」	・夏休み明けの生徒の様子を学年で共有、組織的対応の検討	

9	◇いじめ対策委員会⑥ 「学校評価の結果について① PDCA サイクル」 「記名式アンケートの実施に向けて」 ◆臨時いじめ対策委員会 「情報の共有と組織的対応」 ◆校内研修会④ 「いじめに特化した出前研修の実施」	・文化の部、体育の部に向け ての取組 ・西京祭文化の部 ・西京祭体育の部		・全校道徳授業 ・第2回記名式アンケ ートの実施、学年集 約と共有② ・学校評議会② ・3年進路保護者 会② ・学校入学説明 会
10	◇いじめ対策委員会⑦ 「学校評価の結果について① PDCA サイクル」 「記名式アンケートの実施に向けて」 ◆臨時いじめ対策委員会 「情報の共有と組織的対応」 ◆校内研修会④ 「いじめに特化した出前研修の実施」			
11	◇いじめ対策委員会⑧ 「学校評価を受けて改善策を考える」 「年間の取組の見直し①」 「・教育相談の結果の共有」 ◆職員会議・研修会 「学校評価に基づく改善策について」 「授業を伴う研修会の実施（生徒指導の三機 能を生かす）」	【1・2年】 非行防止教室	・教育相談の実施②	
12	◇いじめ対策委員会⑨ 「いじめ防止プログラムの見直し② PDCA サ イクル」 「次年度の基本方針の見直しと作業につい て」	・人権学習 ・人権標語の作成と発表 ・冬季休業を迎えるにあたっ ての心構え ・学年集会		・三者懇談会
1	◇いじめ対策委員会⑩ 「9月～12月のいじめ事案の経過の共有」 「QUの実施に向けて」 ◆年間反省①（部会ごと） 「今年度の反省と来年度への課題の共有」			・家庭教育講座
2	◇いじめ対策委員会⑪ 「学校評価の結果について② PDCA サイクル」 「次年度の学校いじめ防止基本方針の確認」 ◆年間反省②（全体） 「今年度の反省と来年度への課題の共有」	【1年】 薬物乱用防止教室	・第2回 QU の実施、 学年集約と共有③	・学校評価の実 施 ・3年進路保護者 会③ ・入学生説明会 ①
3	◇いじめ対策委員会⑫ 「1月～3月のいじめ事案の経過の共有」 「いじめ防止プログラムの見直し③ PDCA サ イクル」 「QUの結果の共有」 ◆職員会議 「年間を通してのいじめ事案の経過の共有」 「来年度のいじめ防止基本方針について」	・3年生と語る会 ・卒業式 ・学級のまとめ ・学年集会	・記名式アンケートの 保管 ・QUのデータ保管	・学校評議会③ ・入学生説明会 ②

※ 年間計画では以下の事項の回数・実施時期などを策定する。

- ・ 「学校いじめ防止プログラムの見直し」(P D C Aサイクル 8月・12月・3月)
- ・ 「いじめに関する記名式アンケート」「QU（平成29年9月改定）」「教育相談」
- ・ 「いじめの防止等の対策のための組織の会議（定例 いじめ対策委員会）」
- ・ 「校内生徒指導研修」
- ・ 「授業参観」「学級懇談会」「終日授業参観」「学校評議会」

※ 無記名式いじめアンケートについては、必要に応じて適宜実施する。

※ 情報機器の利用に関するアンケート（SNS）実施時期は未定

※ 年間計画には示していないが、「学校いじめ防止プログラム」の「いじめの未然防止の取組」として、「学習環境の整備」や「授業改善」はもとより、「道徳教育」「人権教育の充実」「体験活動」「特別活動」については日常的に実施する。すべての教育活動を通して、生徒の良好な人間関係の構築と充実を目指している。

※ いじめ事案の発覚時は、「いじめ対策委員会」を、臨時で速やかに開催する。

事案の経過や解消の確認（指導等が終わり、安心できる状況が3か月経過）については、その後の定例の「いじめ対策委員会」で、隨時行き情報等を共有する。